

# 「デイサービスやまびこ」重要事項説明書

## 指定通所介護、介護予防通所サービス

当事業者は介護保険の指定を受けています (介護保険事業) 指定通所介護 ( 神戸市指定 第2870100373 号) (介護予防・日常生活支援総合事業) 介護予防通所サービス ( 神戸市指定 第2870100373 号)
--

当事業所はご契約者に対して・指定通所介護（以下、通所介護）・介護予防通所サービス（以下、予防通所サービス）を提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

### 1 事業者

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 法人名      | 社会福祉法人 神戸老人ホーム  |
| (2) 法人所在地    | 神戸市東灘区住吉本町3丁目7番41号  |
| (3) 電話/FAX番号 | TEL (078) 851-2560 / FAX (078) 851-1449                                 |
| (4) 代表者氏名    | 理事長 八木 良三   |
| (5) 設立年月日    | 昭和27年 5月27日   |
| (6) ホームページ   | <a href="http://www.krh-sumiyoshi.com">http://www.krh-sumiyoshi.com</a> |

### 2 事業所の概要

- |              |   |      |      |
|--------------|---|------|------|
| (1) 建物の構造    | 鉄筋コンクリート造   | 地上3階 | 地下1階 |
| (2) 建物の延べ床面積 | 4236.96㎡  |      |      |
| (3) 施設の周辺環境  | JR住吉駅から徒歩10分、阪急神戸線御影駅から徒歩10分の閑静な住宅街に位置し、近隣には病院や商店が多数ある。 |      |      |

### 事業所の説明

- |            |                                     |
|------------|-------------------------------------|
| (1) 施設の種類  |                                     |
| 指定通所介護事業所  | ・平成 12年 4月 1日指定<br>兵庫県 2870100373 号 |
| 介護予防通所サービス | ・平成 29年 4月 1日指定<br>神戸市 2870100373 号 |

\*当事業所は特別養護老人ホーム光明苑・養護老人ホーム住吉苑に併設されています。

(2) 事業の目的

ご利用者様の有する能力に応じて自立した生活を営むことが出来るよう、心身機能の維持回復に努め、日常生活上の支援及び機能訓練などの継続した個別ケアを行って参ります。  
また、地域との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めてまいります。

(3) 事業所名称      デイサービスやまびこ

(4) 施設所在地      神戸市東灘区住吉本町3丁目7番41号  
※交通機関      JR神戸線住吉駅・阪急神戸線御影駅より徒歩10分

(5) 電話番号及びFAX番号      TEL (078)851-2560      FAX (078)851-1449

(6) 管理者氏名                      鎌 田 俊一

(7) 事業所の運営方針              利用者本位の自立生活支援サービスの提供を基本理念として、通所介護、介護予防通所サービスを利用することによって、利用者とその家族が家庭生活を維持できるよう、個々のニーズに応じた援助に努め、利用者・家族の意思を尊重した生活が出来るよう支援をしていく。

(8) 開設（サービス開始）年月

通所介護	平成 12年 4月
介護予防通所サービス	平成 29年 4月 1日

(9) その他の事業                      当法人では、次の事業もあわせて実施しています。

- ・ 特別養護老人ホーム光明苑
- ・ 養護老人ホーム住吉苑
- ・ 短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・ 住吉訪問介護センター
- ・ 住吉定期巡回・随時対応型訪問介護看護センター
- ・ 住吉高齢者生活支援センター
- ・ 住吉北部あんしんすこやかセンター

(10) 通常の事業の実施地域          神戸市東灘区を主な地域としますが、地域外でもご相談に応じます。

(11) 営業日及び営業時間

	通所介護
営業時間	月曜日から土曜日まで (ただし正月3ヶ日は休み)
受付時間	9:00~17:30
サービス	9:30~16:45
提供時間帯	8:30~17:30 (送迎を含む)

(12) 利用定員

通所介護・介護予防通所サービス 定員40人

(13) 設備等の概要

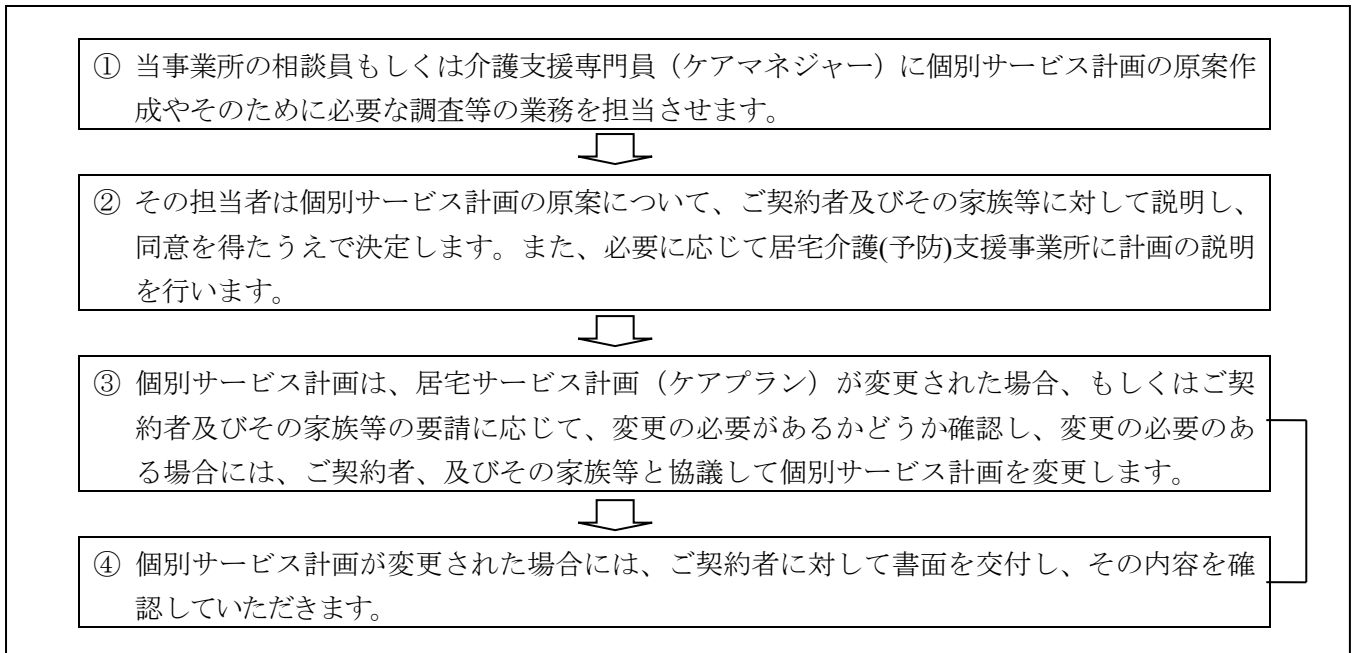
通所介護、予防通所サービスの利用にあたり、当事業所では以下の設備をご用意しています。

設備の種類	床面積 m <sup>2</sup>	備考
食堂及び機能訓練室	225.52	車椅子対応等
相談室	14.44	机、椅子
トイレ	23.14	車椅子対応
浴室	17.10	一般浴
機械浴室	27.50	特殊浴槽
事務室	18.60	事務備品
調理室	99.21	調理器材一式

### 3 契約締結からサービス提供までの流れ

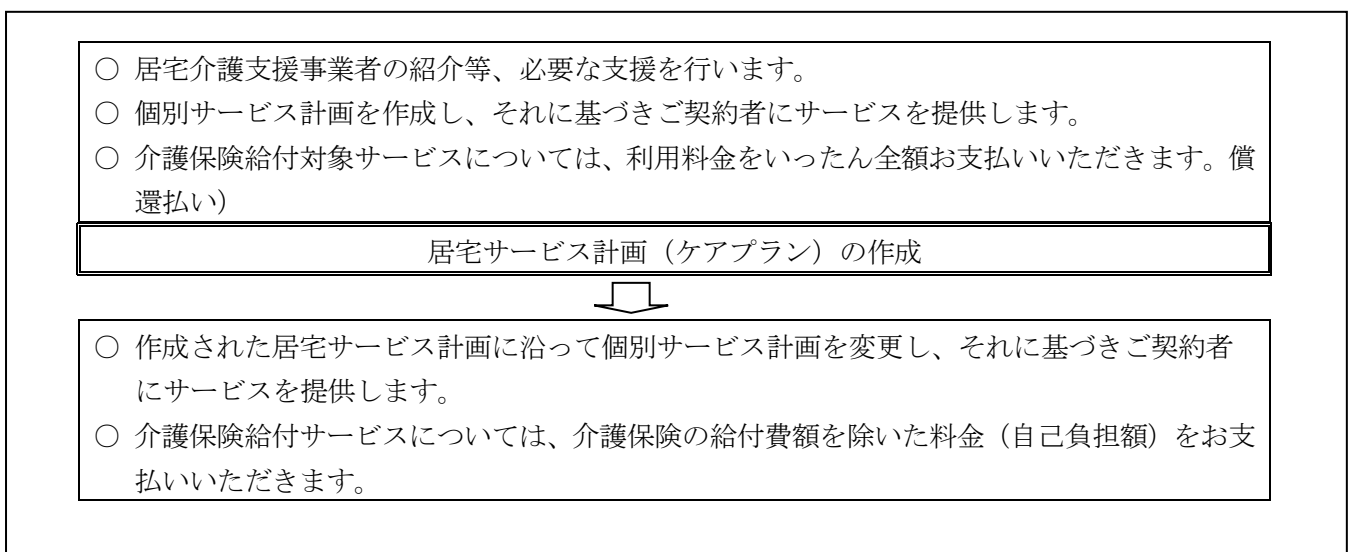
(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る介護計画（以下、「個別サービス計画」という）に定めます。

契約締結からサービス提供までの基本的な流れは次のとおりです。（契約書第3条参照）

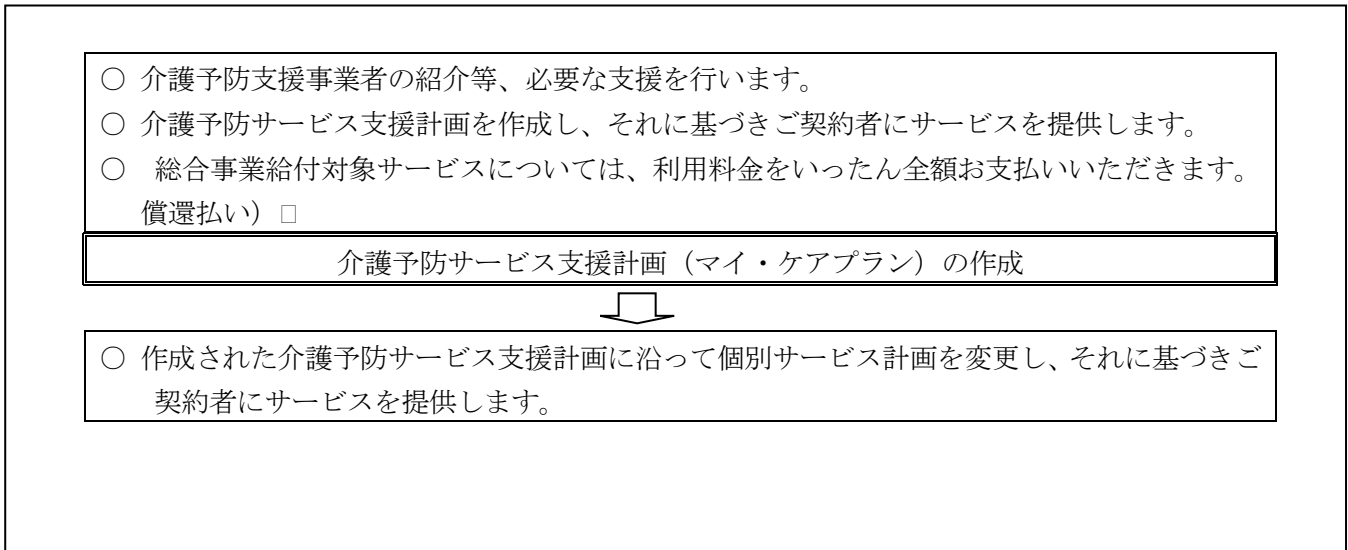


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

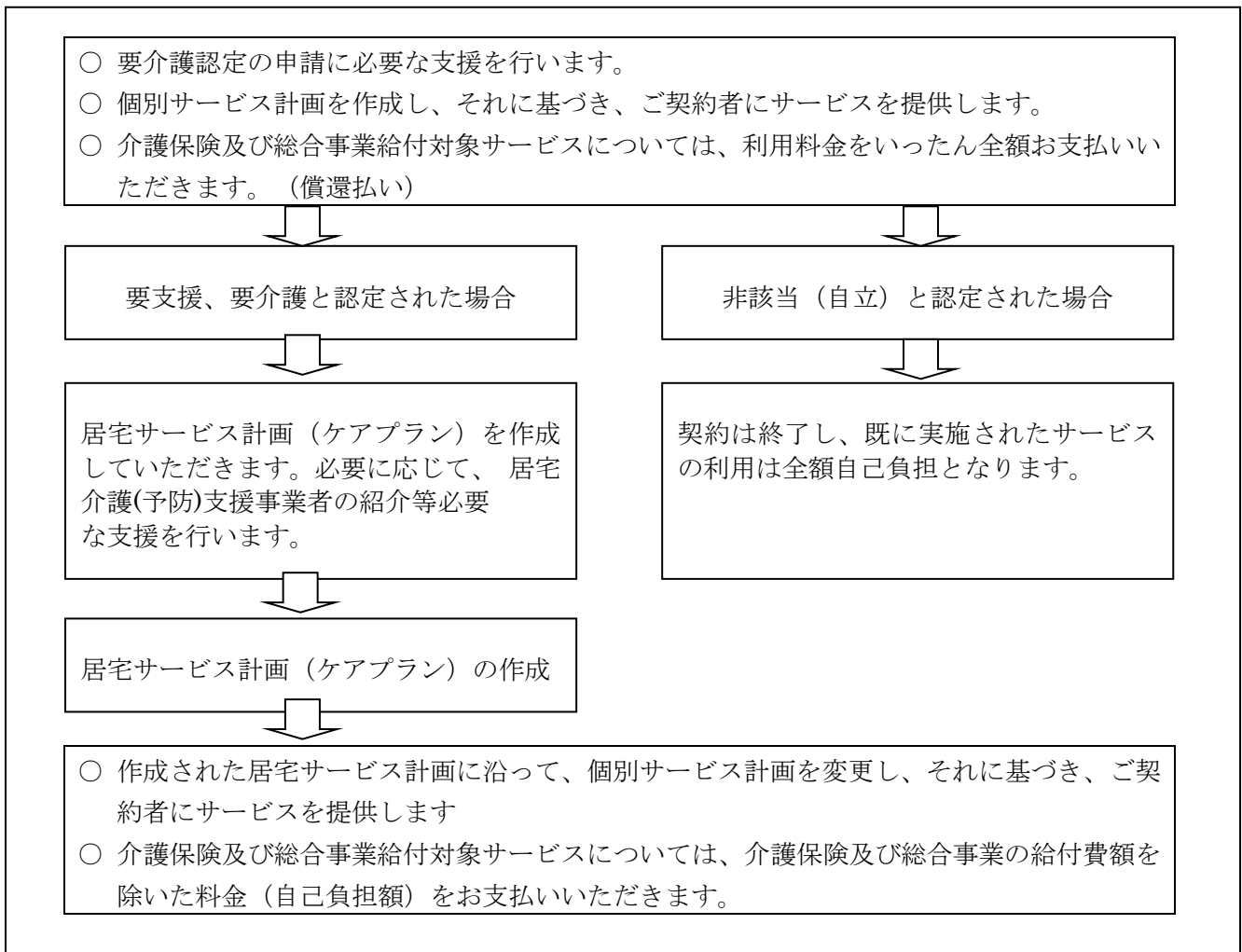
#### < ① 要介護認定を受けている場合 >



< ②要支援認定を受けている場合 >



< ③ 要介護認定を受けていない場合 >



#### 4 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して通所介護・予防通所サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

##### <主な職員の配置状況>

指定通所介護・介護予防通所サービス

職 種	通所介護・介護予防通所介護・ 介護予防通所サービス	
	常勤換算	指定基準
1 管理者	1 名	1 名
2 介護職員	9 名	6 名
3 生活相談員	1 名	1 名
4 看護職員	1 名	1 名
5 機能訓練指導員	1 名	1 名

##### <主な職種の勤務体制>

職 種	通所介護
1 生活相談員	8:30~17:00 1名
2 介護職員	8:30~17:00 6名以上
3 看護職員	8:30~17:00 1名
4 機能訓練指導員	8:30~17:00 1名

##### <配置職員の職種>

介護職員

- …ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
- ・40名の利用者に対して6名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員

- …ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
- ・1名の生活相談員を配置しています。

看護職員

- …ご契約者の健康管理や療養上の世話、日常生活上の介護、介助等を行います。
- ・1名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員

- …ご契約者の個別機能訓練を担当します。

## 5 当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して通所介護及び介護予防通所サービスを提供します。また、サービスについては、利用料金が介護保険及び総合事業から給付される場合と利用料金全額をご契約者にご負担いただく場合があります。

### (1) 介護保険及び総合事業の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の一部（所得に応じて7割～9割）が介護保険及び総合事業から給付されます。

#### (i) <サービス概要>

##### ① 食事（ただし食費として800円を別途いただきます）

- ・ご契約者の食事の準備及び介助を行います。
- ・アレルギーや嗜好性に応じて、代替食を提供させていただきます。

（食事時間）

昼食：12：00～13：00

##### ② 入浴

- ・入浴又は清拭を行います。車いすの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

##### ③ 排泄

- ・ご契約者の排泄の介助を行います。

##### ④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員が、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を予防するための訓練を実施します。

##### ⑤ 健康管理

- ・看護職員が随時、健康管理を行います。

##### ⑥ その他自立への支援

- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(ii) <サービス利用料金> (契約書8条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい(サービスの利用料金はご契約者の要介護度に応じて異なります)

通所介護(7時間以上8時間未満) ※1回当たり ※サービス提供体制強化加算(I)22単位含む					
1、ご契約者の要介護とサービス料金	要介護1 651単位 6861円	要介護2 766単位 8073円	要介護3 883単位 9306円	要介護4 1002単位 10561円	要介護5 1119単位 11794円
2、うち介護保険から給付される金額	6174円	7265円	8375円	9504円	10614円
3、サービス利用に係る自己負担額(1割負担の方)	687円	808円	931円	1057円	1180円

通所介護(6時間以上7時間未満) ※1回当たり ※サービス提供体制強化加算(I)22単位含む					
1、ご契約者の要介護とサービス料金	要介護1 586単位 6176円	要介護2 689単位 7262円	要介護3 792単位 8347円	要介護4 893単位 9412円	要介護5 996単位 10497円
2、うち介護保険から給付される金額	5558円	6535円	7512円	8470円	9447円
3、サービス利用に係る自己負担額(1割負担の方)	618円	727円	835円	942円	1050円

通所介護(5時間以上6時間未満) ※1回当たり ※サービス提供体制強化加算(I)22単位含む					
1、ご契約者の要介護とサービス料金	要介護1 566単位 5965円	要介護2 665単位 7009円	要介護3 765単位 8063円	要介護4 862単位 9085円	要介護5 962単位 10139円
2、うち介護保険から給付される金額	5368円	6308円	7256円	8176円	9125円
3、サービス利用に係る自己負担額(1割負担の方)	597円	701円	807円	909円	1014円



<通所介護における入浴・その他の加算>

※1回当たり

1 加算の種類とサービス単位	入浴介助加算 40単位	栄養改善加算 150単位	若年性認知症加算 60単位	個別機能訓練加算Ⅰロ 76単位	個別機能訓練加算Ⅱ (1か月に1度) 20単位
2 サービス利用料金	421円	1,581円	632円	801円	210円
3 うち、介護保険から給付される金額	378円	1,422円	569円	720円	189円
4 サービス利用に係る自己負担額 (1割負担の方)	43円	159円	63円	81円	21円

1 加算の種類とサービス単位	認知症加算 (認知症自立度Ⅲa以上の方のみ算定) 60単位	栄養スクリーニング加算 (6ヵ月に1度) 5単位	ADL維持等加算Ⅰ (1ヵ月に1度) 30単位	ADL維持等加算Ⅲ (1か月に1度) 3単位	科学的介護推進体制加算 (1か月に1度) 40単位
2 サービス利用料金	632円	52円	316円	31円	421円
3 うち、介護保険から給付される金額	568円	46円	284円	27円	378円
4 サービス利用に係る自己負担額 (1割負担の方)	64円	36円	32円	4円	43円

☆上記の料金表には介護職員処遇改善加算(総単位数に5.9%上乘せ)、介護職員特定処遇改善加算(総単位数に1.2%上乘せ)及び、介護職員等ベースアップ等支援加算(総単位数に1.1%上乘せ)が含まれていません(令和6年5月末まで)。令和6年6月より介護職員等処遇改善加算Ⅰ(総単位数に9.2%上乘せ)となります。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービスの利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、保険給付の申請を行うための必要事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 送迎費用は、通常サービス費に含まれています。

☆ 栄養改善加算は、月に2回を限度として発生することがあります。

☆ 栄養スクリーニング加算は6ヵ月に1回を限度として発生することがあります。

☆ 介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

☆ 自己負担額2割に該当の方は上表の約2倍、自己負担額3割に該当の方は約3倍の料金となります。

☆ ご契約者が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。

＜介護予防通所サービス＞ ※1月当たり

1 ご契約者の要介護度とサービス利用単位	要支援1 サービス提供体制強化加算(I) 88単位含む 1,886単位	要支援2 サービス提供体制強化加算(I) 176単位含む 3,797単位
2 サービス利用料金	19,878円	40,020円
3 うち、介護保険から 給付される金額	17,890円	36,018円
4 サービス利用に係る 自己負担額 (1割負担 の方) (2-3)	1,988円	4,002円

※要支援2の方が計画1回利用の場合は基本単位数が要支援1と同額となります。

＜介護予防通所サービスにおける加算＞ ※1月当たり

1 加算の種類とサービス 単位	栄養改善加算 200単位	一体的サー ビス複数実 施加算 480単位	事業所評価 加算 120単位	若年性認知 症利用者受 け入れ加算 240単位	科学的介護 推進体制加 算 (1か月に1 度) 40単位
2 サービス利用料金	2,108円	5,059円	1,264円	2,529円	421円
3 うち、介護保険から 給付される金額	1,897円	4,553円	1,138円	2,276円	378円
4 サービス利用に係る 自己負担額 (1割負担の 方)	211円	506円	126円	253円	43円

☆上記の料金表には介護職員処遇改善加算(総単位数に5.9%上乘せ)、介護職員特定処遇改善加算(総単位数に1.2%上乘せ)及び、令和4年10月からの介護職員等ベースアップ等支援加算(総単位数に1.1%上乘せ)が含まれていません。(令和6年5月末まで)。令和6年6月より介護職員等処遇改善加算I(総単位数に9.2%上乘せ)となります。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービスの利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険及び総合事業から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、保険給付の申請を行うための必要事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 送迎費用及び入浴費用は、通常サービス費に含まれています。

☆ 栄養改善加算、運動機能向上加算、選択サービス複数実施加算は、月に1回を限度として発生することがあります。

☆ 事業所評価加算は、年度により算定されないことがあります。

☆ 介護保険及び総合事業からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ 自己負担額2割に該当の方は上表の約2倍、自己負担額3割の方は約3倍の料金となります。

☆ ご契約者が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については、上表と異なることがあります。

## (2) 介護保険及び総合事業の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### (i) <サービスの概要と利用料金>

#### ① 介護保険及び総合事業給付の「支給限度額」を超えるサービス

介護保険及び総合事業給付の「支給限度額」を超えてサービスを利用される場合は、前記5（1）（ii）のサービス利用料金表に定められた「サービス利用料金」欄の全額（自己負担額ではありません）が必要となります。なお、区分支給限度額超過分に関しても介護職員処遇改善加算(5.9%)、介護職員特定処遇改善加算（1.2%）が上乘せされます。

#### ② 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録その他複写物を必要とする場合には実費負担をご負担いただきます（モノクロ1枚につき10円、カラー1枚につき30円）。

#### ③ 個人情報に係わる情報の開示手数料

個人情報に係わる開示申請（当法人規則に基づく）により、事務手続きが発生した場合は、通知1件につき要した印刷（コピー）代をご負担いただきます。

#### ④ 食事の材料の提供

- ・当事業所は、栄養士(管理栄養士)が作成する献立により、栄養ならびにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者に提供する食事の材料費及び調理にかかる費用は下記の金額をご負担していただきます（1日当たり税込み800円）。

#### ⑤ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができますが、別に材料費等の実費をいただく場合もあります。

#### ⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者にご負担いただくことが適当であるものについて費用をご負担いただきます。

#### ⑦ 通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施区域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用をいただく場合があります。

#### ⑧ おむつ代等介護用品費（実費相当額）

☆経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

**(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第8条参照)**

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月毎に計算し、サービスご利用の翌月15日前後にご請求しますので、銀行自動引き落としにてお支払い下さい(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします)

**(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第9条参照)**

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合によりサービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者申し出て下さい
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります(但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません)。
- ※ 利用予定日の前日及び当日10:00までに申し出がなかった場合のキャンセル料・・・税込800円(食材料費)
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスが提供できない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

**(5) サービス利用中の医療の提供について**

医療を必要とする場合には、ご契約者の希望により下記協力医療機関において診察や入院治療を受けることができます。ご契約者に下記医療機関での優先的な診察・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません  
※通院送迎、付き添いは、ご家族様にお願いいたします。

**<協力医療機関>**

医療機関の名称	医療法人神戸健康協和会 東神戸病院
所在地	神戸市東灘区住吉本町1丁目24-13
診察科	内科 外科 小児科 理学療法科 皮膚科等

**<協力歯科医療機関>**

医療機関の名称	東灘歯科医師会
---------	---------

## 6 サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合、契約は更に6ヶ月間（要介護認定期間）同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中、以下のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第18条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）

### (1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第19条、第20条参照）

契約の有効期間中であっても、ご契約者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合、解約を希望する日の7日前までに解約・解除届出書をご提出下さい。但し、以下に該当する場合、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業所の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ ご契約者が入院された場合（一部解約はできません）
- ④ ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合（一部解約は出来ません）
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

### (2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第21条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用サービス等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼ

す恐れがあり、あるいは、ご契約者が重大な自傷行為（自殺に至る恐れがある場合等）を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

- ⑤ 契約者及びご家族によるサービス従業者への暴力、暴言、ハラスメント等により、信頼関係の構築が難しく、サービスの提供を継続することが困難と判断される場合

**(3) 契約の一部が解約または解除された場合（契約書第20条参照）**

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

**(4) 契約の終了に伴う援助（契約書第18条参照）**

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

**7 サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、第12条参照）**

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたり、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第11条、第12条に規定される義務を負います。当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態から必要と判断する場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともにご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者または他の利用者等の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより、身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、ご契約者の同意を得ます。

**8 サービスの利用に関する禁止事項**

**(1) 持ち込みの制限**

サービスのご利用に当たり、以下のものは原則として持ち込むことが出来ません。

- アルコール・タバコ
- 飲食物（飴やガム等小型のものも含む）
- 他の利用者の迷惑となるもの

(2) 施設・設備使用上の注意（契約書第13条）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を破損した場合は、ご契約者に自己負担による原状回復、又は相当な代価をお支払いいただく場合があります。

(3) 施設・設備使用上の禁止（契約書第14条参照）

- 当事業所内におけるご利用者間での物の売買や物の授受を行うこと。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うこと。
- サービス従業員に対する金品等の心づけはお断りしています。
- サービス従業員への暴言、暴力、ハラスメントはお断りします。

(4) 喫煙

施設内は原則禁止とさせていただきます。

## 9 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、契約者や身元引受人（原則ご家族）に対し、速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。体調不良や熱発等により、サービス提供の継続が困難と判断し、緊急性がない場合は、原則、身元引受人が送迎するものとする。

## 10 身元引受人 兼 連帯保証人（契約書第26条参照）

身元引受人には送迎の送り出しや契約者がサービス提供中に、体調不良・熱発等を生じた場合に送迎等の対応をしていただきます。連帯保証人には、ご契約者の利用料等の債務について、契約者と連帯して、その債務履行義務を極度額を限度としてご負担いただきます。

## 11 損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

- (1) 当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意、又は過失が認められる場合には契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。
- (2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
- ① 契約者（その家族も含む）が、契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれをつけず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
  - ② 契約者（その家族も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
  - ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
  - ④ 契約者が事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

## 12 苦情の受付について（契約書第25条参照）

### (1) 当施設における苦情の受け付け

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

#### ○ 苦情受付担当者

[氏名・職名] 丸野 大輔      デイサービスやまびこ生活相談員  
 受付時間 毎週月曜日～土曜日（9:00～17:00）  
 TEL 078-851-2560      FAX 078-851-1449

#### ○ 第三者委員

氏名 能瀬 敏文  
 職名 弁護士  
 連絡先 大阪市北区天満3-3-17 ルアンジュ南森町203号  
 TEL 06-6361-7759      FAX 06-6361-7759

氏名 鳥井 隆史  
 職名 公認会計士・社会福法人神戸老人ホーム 監事  
 連絡先 TEL078-411-6201

#### ○ 苦情解決責任者

[氏名・職名] 鎌田 俊一      デイサービスやまびこ管理者

苦情の受付窓口は受付担当者となります。また、第三者委員も直接苦情を受け付けることが出来ます。さらに第三者委員は、苦情解決を円満に図るため双方への助言や話し合いへの立会い等も致します。苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方との話し合いによって円滑な解決に努めます。

### (2) 行政機関その他の苦情受付機関

○神戸市 福祉局 監査指導部	所在地：神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所3号館3階 電話番号：(078) 322-6326 受付時間： 8:45～12:00 平日 13:00～17:30
○要介護施設従事者による 高齢者虐待通報専用電話	電話番号：(078) 322-6774 受付時間：8:45～12:00 13:00～17:30 平日
○兵庫県国民健康保険団体連 合会	所在地：神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号：(078) 332-5617 受付時間：8:45～17:15 平日
介護保険に関する相談 (契約についてのご相談) 神戸市消費生活センター	電話番号 (078) 371-1221 受付時間 9:00～17:00 平日



## 12 第三者評価の実施状況

実施なし

令和 年 月 日 時 分～ 時 分

指定居宅サービス中の {通所介護・介護予防通所サービス} の提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

住 所 神戸市東灘区住吉本町3丁目7番41号  
事 業 者 名 社会福祉法人神戸老人ホーム デイサービス やまびこ

代表者氏名 管理者 鎌 田 俊 一 印

説明者役職・氏名 生活相談員 丸野 大輔 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、{通所介護・介護予防通所サービス} の提供開始に同意しました。

契約者 (利用者)

住所

氏名 印

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、{通所介護・介護予防通所サービス} の提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住所

氏名 印

(契約者との関係 )

身元引受人兼 連帯保証人 (原則として家族の方) (原則ご家族)

住所

氏名 印

(契約者との続柄 )

連帯保証人 (身元引受人と別に立てる場合)

住 所

氏 名 印

(契約者との続柄 )